

平成30年度 地域防災リーダー育成講座 「紀の国防災人づくり塾」

地域の自主防災組織、企業等の各種団体で、防災の中心的な担い手となる「地域防災リーダー」を育成するため、防災に関する知識、技術を学ぶ講座を開設します。
自主防災組織で活動されている方、企業などで防災に携わる方、これから地域で活動をしたいと考えている方など、ぜひご応募ください。

開催日時・場所 ※天候等により、急遽中止する場合がございますので、予めご了承ください。

会場	開催場所	開催日	講座数	備考
和歌山市 会場	和歌山市役所14階 大会議室 (和歌山市七番丁23番地)	9月2日(日)	60分の講座を 各日3～6講座、 3日間実施	11月11日の講座のみ、田辺市教育研究所3階(田辺市中屋敷町24番地の1)で実施
		9月30日(日)		
		10月14日(日)		
田辺市 会場	田辺市役所本庁舎別館3階 大会議室 (田辺市新屋敷町1番地)	10月28日(日)		
		11月11日(日)		
		12月2日(日)		

講座修了者には、防災士資格取得試験の受験資格が付与されます。
防災士資格取得試験は、以下の日程で実施されます。

会場	開催場所	開催日
和歌山市 会場	和歌山市役所14階 大会議室 (和歌山市七番丁23番地)	10月27日(土)
田辺市 会場	田辺市役所本庁舎別館3階 大会議室 (田辺市新屋敷町1番地)	12月16日(日)



- 募集期間** 平成30年7月17日(火)～平成30年7月31日(火)
(応募者多数の場合は先着順となります。早めの申し込みをお願いします)
- 対象者** 和歌山県内に在住、在勤、在学の16歳以上で全講座出席可能な方
※欠席があった場合は、修了となりませんのでご注意ください。
- 受講料** 無料(ただし、防災士の資格取得を行う場合の費用は別途必要になります)
資格を取得される方は町の補助金制度をご利用ください。
- 募集人員** 和歌山市会場 **60名程度**
田辺市会場 **30名程度**
※応募者多数の場合は、申し込み先着順とさせていただきます。
- 受講決定** 申し込み者宛に通知いたします。
- お問い合わせ先** 役場総務政策課 ☎63・2051
- お申し込み先** 〒640-8585 和歌山市小松原通1-1
和歌山県 総務部 危機管理局 防災企画課 企画班
☎073・441・2271 FAX 073・422・7652
E-mail e0114001@pref.wakayama.lg.jp





お問い合わせは、
(☎63・3800)まで。

児童扶養手当 特別児童扶養手当 現況届のお知らせ

児童扶養手当及び特別児童扶養手当を受けている方は、毎年『現況届』を提出する必要があります。

期間は、児童扶養手当が8月1日～8月31日まで、特別児童扶養手当は8月10日～9月11日までとなっています。

この現況届は、受給者の前年の所得状況などを確認するものです。

現況届の提出がない場合、手当の受給資格があっても8月分以降の手当が受けられませんので、忘れずに手続きをしてください。2年間この届を提出しないと受給資格がなくなります。

児童扶養手当

父母の離婚、死亡などによって父または母と生計を同じくしていない子どもや、父または母に一定の障害がある家庭の子どもを育てている方に、子どもが18歳に達する日以後の最初の3月31日（一定の障害がある場合は20歳未満）まで支給される手当です。

申請を受け付けた翌月分から手当の対象になります。

手当の額(平成30年4月～)

児童扶養手当		
児童数	月 額	
子1人	全部支給	42,500円
	一部支給	42,490円～10,030円
第2子加算	全部支給	10,040円
	一部支給	10,030円～5,020円
第3子以降加算 (1人につき)	全部支給	6,020円
	一部支給	6,010円～3,010円

支給の時期 年3回(4か月分ずつ支給)

- 4月(12月～3月分)
- 8月(4月～7月分)
- 12月(8月～11月分)

特別児童扶養手当

20歳未満で身体や知的または精神に中程度以上の障害もしくは長期にわたる安静を必要とする病状にある児童を監護している父もしくは母、または父母に代わって児童を養育している方に支給されます。

申請を受け付けた翌月分から手当の対象になります。

手当の額(平成30年4月～)

特別児童扶養手当	
級	月 額
1級	51,700円
2級	34,430円

支給の時期 年3回(4か月分ずつ支給)

- 4月(12月～3月分)
- 8月(4月～7月分)
- 12月(8月～11月分)

野焼きは法律で禁止されています

「近所でごみを燃やしている、煙で困っている」「ごみの焼却で灰や燃えかすが、田んぼに入っている」などの苦情が多く寄せられています。

家庭でのごみの焼却は、近隣の人に迷惑を掛けるだけでなく、ダイオキシン類発生や火災の危険など、さまざまな問題となっています。

ドラム缶・ブ
ロック囲い・素
ぼりの穴を利
用したものや、



法で定められた構造基準を満たしていない焼却炉などによる焼却は、法律で禁止されています。家庭ごみは焼却せずに、決められた収集日に分別して出してください。

農林漁業を営むためのやむを得ない焼却などは、法律で例外的に認められていますが、焼却量や時間帯、風向きなどを考慮しましょう。